

## 在トロント総領事館メールマガジンVOL125

本メールは、当館への「在留届」提出者、外務省海外旅行登録「たびレジ」登録者及び当館「メールマガジン」登録者へ配信しています。

今月の主なトピックは、以下のとおりです。

- ・ 当館の年末年始の領事業務について
- ・ 領事出張サービス（ウォータールー／キッチナー）
- ・ カナダ安全対策基礎データの改訂
- ・ 領事サービス向上・改善のためのアンケートへのご協力について
- ・ 2018年 第19回JSSホリデーライブについて（JSSからのお知らせ）

### ●当館の年末年始の領事業務について

当館の本年最終業務日は12月28日（金）です。パスポート発給には5業務日を要しますので、12月18日（火）までにパスポート申請された方は、年内の受け取りが可能です。19日（水）以降に申請された場合は、1月4日（金）以降の受け取りとなりますのでご了承ください。

また、証明書の発行等に関しても、年末年始は時間に余裕もって早めの申請をお願いいたします。

当館の11月及び年末年始の休館日は、土曜日、日曜日に加えて以下のとおりです。

- 11月12日（月）
- 12月24日（月）
- 25日（火）
- 26日（水）
- 31日（月）
- 1月1日（火）
- 2日（水）
- 3日（木）

### ●領事出張サービス（ウォータールー／キッチナー）

日時：11月20日（火） 11：00AM～2：00PM

会場：Holiday Inn Kitchener Waterloo Hotel & Conference Centre

30 Fairway Road South, Kitchener, ON N2A 2N

詳細については、以下URLよりPDFファイルをご参照ください。

<https://www.toronto.ca.emb-japan.go.jp/files/000390478.pdf>

●カナダ安全対策基礎データの改訂

10月22日、外務省海外安全ホームページ「カナダ：安全対策基礎データ」が改訂されました。カナダ全域の滞在に関する注意事項が掲載されており、防犯対策の一助となりますので、御一読ください。

[https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcsafetymeasure\\_222.html](https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcsafetymeasure_222.html)

●領事サービス向上・改善のためのアンケートへのご協力について

当館のより良い領事サービスの提供と更なるサービスの向上・改善のため、11月1日から30日までの間、アンケート調査を実施しています。

ご協力いただける方は以下をクリックしてください。

<https://www.enq.ezairyu.mofa.go.jp/m/8720994dd51cacfa9ea595d6a901cef>

●2018年 第19回JSSホリデードライブについて（JSSからのお知らせ）

ホリデーシーズンを数週間後に控え、ジャパニーズ・ソーシャル・サービス（JSS）は、恒例のホリデードライブ（歳末助け合い運動）を実施いたします。このホリデードライブでは、生活上の助けを必要とされている方々に楽しく年末年始を迎えていただくため、ドネーションという形で皆さまからの温かいプレゼントのご提供をお願いしております。集まったドネーションは、JSSが責任をもってクリスマス前に各ご家庭にお届けいたします。一人でも多くの方が楽しいホリデーシーズンを過ごすことができるよう、皆さまの温かいご協力をお願いいたします。詳しくは以下をご覧ください。

<http://jss.ca/jss-holidaydrive2018/>

●外務省最新海外安全情報

以下の地域へ出張・旅行を計画されている方は、御注意ください。

★パキスタン：最高裁の判決結果に反対するデモに伴う注意喚起

[https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcspotinfo\\_2018C157.html](https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcspotinfo_2018C157.html)

★マダガスカル：大統領選挙実施に伴う注意喚起（新規）

[https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcspotinfo\\_2018C156.html](https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcspotinfo_2018C156.html)

★ケニア：ナイロビ中心部におけるテロに関する注意喚起

[https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcspotinfo\\_2018C155.html](https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcspotinfo_2018C155.html)

★その他、個別の国・地域の安全情報については、外務省海外安全ホームページを御参照ください。

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

#### ●外務省海外旅行登録「たびレジ」の登録促進について

海外旅行や海外出張される方が、「たびレジ」へ旅行日程・滞在先・連絡先を登録すると、渡航先の大使館・領事館より、渡航情報や大規模な事件・事故、テロ、自然災害等緊急時の情報提供を受けられる海外旅行登録システムです。また、被害状況によっては、現地の大使館・領事館から、緊急連絡メールが届き、安否の確認や必要な支援を受けられることができます。通常の在留地を離れての旅行や出張の際も是非御登録ください。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/index.html>

#### ●カナダにおける大麻（マリファナ）の合法化についての注意喚起

本年10月17日から「カナダにおける大麻に関する法律」が施行されましたが、在留邦人の方におかれては、以下の点に注意願います。

・日本では大麻取締法において、大麻の所持・譲受（購入を含む）等については違法とされ、処罰の対象となっており、この規定は日本国内のみならず、海外において行われた場合であっても適用されることがあります。

・在留邦人や日本人旅行者におかれましては、これら日本の法律を遵守の上、日本国外であっても大麻に手を出さないように十分注意願います。また、大麻を含んだ食品・飲料についても同様に注意願います。

#### ●日本出入国時の顔認証ゲートの本格導入

入国管理局では、2017年10月18日から、羽田空港の上陸審査場に顔認証ゲートを3台先行導入し、2018年8月までに、羽田空港に加え、成田空港、中部空港、関西空港及び福岡空港の上陸審査場に本格導入しました。また、同年11月末までに当該5空港の出国審査場へ本格導入し、日本人の出国手続、帰国手続の両方で利用できるようにする予定です。

なお、顔認証ゲートの利用に当たり、事前の利用登録手続は必要ありません。

顔認証ゲートを利用した場合、パスポートに出入国印は押されませんが、出入国印を希望される方は、顔認証ゲートを通過後、税関検査前までに、顔認証ゲート後方にいる職員または各審査場事務室に申し出てください。

詳細は以下の法務省HPを御参照ください。

[http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri07\\_00168.html](http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri07_00168.html)

●トロントでよくあるトラブル5選

当地に在留する邦人留学生及び旅行者を中心に実際に被害が多いトラブル及びその注意点を簡潔にまとめたパンフレットを作成いたしました。読みやすい構成となっていますので、御自身にあてはまる事項がないか等チェックください。

<http://www.toronto.ca.emb-japan.go.jp/files/000376181.pdf>

また、当地在留邦人向けに作成した「安全の手引き」はトラブル事案・防犯対策をより詳細に記載していますので、併せてご活用ください。

<http://www.toronto.ca.emb-japan.go.jp/files/000332693.pdf>

●領事出張サービスのお知らせ

1. 日系文化会館（JCCC）

11月 8日（木）10時から12時

12月13日（木）10時から12時

2019年

1月10日（木）10時から12時

2月14日（木）10時から12時

3月14日（木）10時から12時

2. その他

ウォータールー／キッチンナー 11月20日（火）11時から14時 ホリディ・イン

●当館各種イベント情報

[http://www.toronto.ca.emb-japan.go.jp/itpr\\_en/b\\_000030.html](http://www.toronto.ca.emb-japan.go.jp/itpr_en/b_000030.html)

---

●本メールは、ご本人にとどまらず、家族内、組織内で共有いただくとともに、お知り合いの方にもお伝えいただきますよう御協力のほどよろしくお願いいたします。

●緊急時の安否確認を当館から行うため在留届、帰国・転出等の届出を励行願います。

以下のURLからORR-netを通じて電子届出をして頂くか、所定の用紙をダウンロード後、FAXで416-367-9392までご送付ください。

[http://www.toronto.ca.emb-japan.go.jp/itpr\\_ja/ryoji-2.html](http://www.toronto.ca.emb-japan.go.jp/itpr_ja/ryoji-2.html)

●本メールは、帰国・転出等の理由により在留届を抹消された際に配信が停止されます。たび

レジ登録サイトに登録し本メールを受信されている方については、たびレジ登録期間が終了した際に配信が停止されます。配信を停止したい場合は、以下のサイトから手続きをしてください。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>

●在トロント日本国総領事館のメールマガジンに御登録の方で帰国・転出による配信停止を御希望の方は停止理由（(例) ●月に帰国・転出した。）を簡潔に記載の上、ryouji@to.mofa.go.jpまで御連絡願います。

---

●在トロント日本総領事館 F a c e b o o k

当館が支援するイベントや日本に関する情報などを F a c e b o o k を通して提供しています。最新情報を分かりやすくお伝えしていますので、是非フォローしてみてください。

<https://www.facebook.com/JapanConsToronto/>

●在トロント日本国総領事館ホームページ

[http://www.toronto.ca.emb-japan.go.jp/itprtop\\_ja/index.html](http://www.toronto.ca.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html)